

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 8 年 3 月 3 1 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

標記について、令和8年1月23日から令和8年2月22日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計6件の御意見をいただき、うち4件は本件に関する御意見、残り2件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>【リスクアセスメント対象物について】</p> <p>ポルトランドセメントは令和5年6月にリスクアセスメント対象物の指定から外れましたが、今回再指定した理由は、国が令和6年度に行った分類し直しの結果ということでよろしいのでしょうか。</p> <p>「NITE統合版 政府によるGHS分類結果」によると、ポルトランドセメントとの直接接触によって皮膚障害に至った労働災害は、リスクアセスメント対象物の指定から外れるかなり前に数例起きていたようですが、そのような労働災害が起きたにもかかわらず、リスクアセスメント対象物の指定から外したのは適切ではなかったと考えます。</p> <p>その化学物質をリスクアセスメント対象物にするかどうかの基準に、過去に労働災害が起きたかどうかも含めた方が良く、少なくとも労働災害が起こったリスクアセスメント対象物を、その指定から外すのは、起こった労働災害に応じて国が分類し直した結果が出るまで保留にした方が良くと思います。</p>	<p>リスクアセスメント対象物は、令和4年、令和5年の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）等の改正により、国が行うGHS分類の結果に基づき選定するという考え方を採っています。</p> <p>ポルトランドセメントについては、令和3年3月31日までの国によるGHS分類においては、特定標的臓器毒性（単回ばく露）区分3（気道刺激性）、特定標的臓器毒性（反復ばく露）区分1（呼吸器）のみ区分が付与されており、令第18条第2号ハ及び令第18条の2第2号ハに該当したため、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号）により、リスクアセスメント対象物から削除されました。このことは、令に基づくリスクアセスメント対象物への該否の考え方に基づくものであり、妥当であったと考えています。</p> <p>その後、令和6年度の国によるGHS分類において、新たに収集した情報を評価した結果、ポルトランドセメントは、皮膚腐</p>

	<p>ポルトランドセメントは建設現場などで比較的使われているものであり、それもリスクアセスメント対象物の指定から一旦外れて間もないうちに再指定するのですから、今回リスクアセスメント対象物に指定される他の化学物質よりもかなり念入りに周知する必要があると思われる、そのためには関係機関へ通達を出すだけでなく、例えば労働衛生コンサルタントを活用した情報の拡散を試みた方が良いと思います。</p>	<p>食性／刺激性等の有害性があるものと区分され、令第 18 条及び第 18 条の 2 で定めるリスクアセスメント対象物の要件に該当することになったため、今回改めてリスクアセスメント対象物に追加するものです。</p> <p>本改正によるリスクアセスメント対象物の追加に係る周知については、建設業界の団体を通じた周知も含め、広く実施することとします。</p>
2	<p>【リスクアセスメント対象物の追加について】</p> <p>通知物質に追加予定の 36 物質群について、リスクアセスメント対象の裾切値は GHS 分類を確認すれば算出できることは承知しておりますが、誤りを防ぐためにも、可能であれば安衛法のポータルサイトに裾切値を含む一覧表をご提示いただくなど、できるだけ早い段階で情報をご公表いただけますと大変助かります。</p>	<p>本改正により追加となるリスクアセスメント対象物については、本政省令の公布に併せて厚生労働省ホームページに物質及び裾切値の一覧を公表する予定です。</p>
3	<p>【がん原性物質について】</p> <p>がん原性物質が非該当になった場合にも、作業記録の保存を継続することとあるが、非該当期間は記録保存のカウントが中断し、再度該当になった時にカウントを再開するということか。</p> <p>その場合、これまでのようながん原性物質一覧表ではなく、がん原性物質の該当期間と非該当期間の履歴が必要である。</p> <p>GHS 区分の見直しにより、法令上、がん原性物質から 1 度除外された場合の記録の保存について、30 年間のカウントの起点を確認させていただきたいです。</p> <p>仮に、がん原性物質の定義に該当と非該当が繰り返された化学物質について、非該当の期間中に当該化学物質の製造又</p>	<p>本改正は、則第 577 条の 2 第 5 項及び第 11 項に基づき、作成及び 30 年間の保存を義務付けているがん原性物質に係る健康診断結果に基づく健康診断個人票及び労働者のばく露の状況等の記録について、がん原性物質に該当しないこととなった場合であっても、当該物質を作成した日から 30 年間の保存を新たに義務付けるものです。</p> <p>期間の算定に当たり、がん原性物質でなくなった期間を除算する必要はありません。</p> <p>なお、追加されたがん原性物質については、SDS 提供者からの情報の通知等の時点にかかわらず、追加に係る告示の適用日から規制の対象となります。十分な周知を図れるよう、適用までは、リスクアセスメント対象物の追加と同様、告示から約 2 年</p>

<p>は取扱を始めた場合においては、SDS提供者からの情報の通知等があつて初めてがん原性物質に再び該当したことを知ることになりますが、がん原性物質に該当すると知った時点が記録保存義務のカウントの起点となるという理解で良いですか。(がん原性物質でなかった期間で記録等を作成していなかった場合は、がん原性物質に該当することとなった場合(リスクアセスメント対象物に該当しないこととなった場合を含む。)の情報覚知の時点をもって、当該記録等を作成し、30年間保存しなければならない、ということですか)。</p> <p>本件は、「かつてがん原性物質であった物質」を扱っていた労働者を雇用する事業者の責務として定められると認識しました。よって、当該物質のサプライヤーには、「がん原性物質でない期間」における当該物質の「がん原性物質」としての通知義務はないということであれば、その旨を何らかの形で明文化していただきたいです。</p>	<p>間の準備期間を設けることとしています。</p> <p>さらに、がん原性物質に該当しないこととなった場合には、SDS等においてがん原性物質である旨の通知は必要ありません。</p>
--	---

- 本政省令案とは直接関係の無い御意見として、職場における化学物質の自律的管理制度等に関する御質問がありました。